

# 負担額の減額手続きについてのお知らせ

入院した月内に手続きが必要です！

## 1. 70歳未満の方（医療費自己負担額が3割の方）・・・

「**限度額適用認定証**」の発行を受け、**当院1階受付窓口**に提出することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなります。

● **医療費の月額自己負担限度額**（この制度は原則、健康保険料の滞納のない世帯が利用できます）

所得区分	3回目までの月額限度額	4回目以降の月額限度額 ※2
所得区分ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
所得区分イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
所得区分ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
所得区分エ	57,600円	44,400円
所得区分オ ※1 <small>住民税非課税世帯</small>	35,400円	24,600円

※1 入院時の食事代も軽減されます。【1食360円→210円】

※2 過去12か月以内に3回以上月額限度額に達した場合は、4回目から月額限度額が下がります。【多数該当】

## 2. 70歳以上の方で道民税・市町村民税が非課税世帯の方・・・

「**標準負担額減額認定証**」の発行を受け、**当院1階受付窓口**に提出することで、窓口での自己負担額が減額されます。

● **医療費の月額自己負担限度額・食事代**

所得区分	入院医療費（月額限度額）	食事代（1食につき）
現役並所得（一部負担3割）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※3	360円 ※5
一般	57,600円 ※3 ※4	360円 ※5
低所得 <small>住民税非課税世帯</small>	区分Ⅱ	210円 ※6
	区分Ⅰ	100円

※3 2017年8月1日より、所得区分が現役並所得と一般に該当する方は、過去12か月以内に3回以上月額限度額に達した場合は、4回目から月額限度額が44,400円へ下がる制度へ変更となりました。【多数該当】

※4 2014年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方は限度額に到達するまで2割負担となります。【74歳まで】

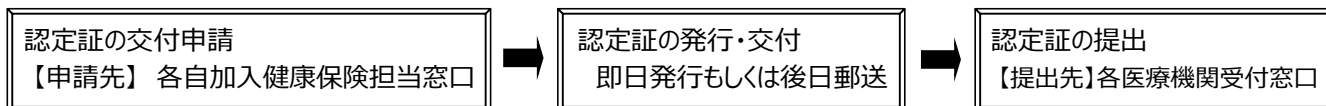
※5 2016年4月1日より入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、課税世帯（所得区分が現役並所得と一般）の方は、1食につき360円を負担いただくことになりました。また、2018年4月1日からは1食につき460円を負担いただく予定になっています。

※6 過去12ヶ月間の入院日数が90日を超えた場合は160円になります。【再度申請が必要です】

**上記の制度はいずれも入院した月内に申請し交付、入院先医療機関（当院であれば1階受付窓口）へ提出しなければ適用となりません。予め入院される予定の方も申請可能です。お早めにお手続き下さい。**

**各手続きに必要な物** ①保険証 ②印鑑 ③非課税証明書（70歳未満の住民税非課税世帯）

☆ 手続き方法 ☆ 手続きには **被保険者の個人番号・委任者の本人確認が必要** 場合があります



交付される認定証は、申請した月の1日から有効開始日となります。（90日を超える入院に該当する場合は、申請した月の翌月1日から適用）

◆ 各認定証（1.限度額適用認定証と2.標準負担額減額認定証）には有効期限が記載されており、有効期限の過ぎた証は無効となりますのでご注意ください。

◆ 標準負担額減額認定証は毎年7月に更新が必要です。上記の70歳未満の方と70歳～74歳までの前期高齢者に該当する方は、自動更新されません。その為、改めて手続きをお願い致します。

◆ 75歳以上（または65歳以上）で後期高齢者の保険者証をお持ちの方は、引き続き所得区分が該当する方に限り、自動更新になります。更新された認定証は**必ず当院1階受付窓口**に提出をお願いします。

手続きに関してご不明な点は、当院2階医療相談室までおたずね下さい。